

新潟市合理化事業計画

平成 28 年 3 月

新 潟 市

1. 目的

下水道の普及によりし尿及び浄化槽汚泥の収集量は年々減少し、収集業者の経営に影響を及ぼしている。その影響への対処は業務に携わる業者の経営努力を基本とするが、本市は、「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（以下「合特法」という。）に基づき、その経営実態に即した支援策を実施し、将来にわたり、し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理を確保するとともに、し尿及び浄化槽汚泥収集業者の業務の安定を保持することを目的として、本計画を策定する。

2. 新潟市の状況（平成 27 年 3 月 31 日現在）

人 口 : 801,270 人

世帯数 : 327,723 世帯

面 積 : 726.45 km²

特徴等 : 本市は、サンフランシスコ、天津、リスボンとほぼ同じ緯度
にあり、東京から北北西約 250 km、上越新幹線で約 2 時間の位
置にあり、日本海、信濃・阿賀野の両大河、福島潟、鳥屋野潟、
ラムサール条約登録湿地である佐潟など、多くの水辺空間と自
然に恵まれている。

明治 22 (1889) 年、市政を施行。以来、戦争・大火・地震な
どにみまわれながらも、そのつど復興を成し遂げて発展。平成 8
(1996) 年には「中核市」に指定され、平成 17 (2005) 年には、
近隣 13 市町村との合併により、歴史や文化財、郷土芸能、花や
豊富な食材、豊かな自然など、さまざまな面でさらに魅力を加
え、本州の日本海側最大の都市として大きく飛躍した。

国際空港や港湾、新幹線、高速道路網などが整備された交通
拠点であると同時に、国内最大の水田面積を持つ大農業都市で
もあるという、他の都市には見られない特徴を兼ね備えており、
平成 19 年の政令指定都市移行後は、「地域と共に育つ、分権型
協働都市」、「大地と共に育つ、田園型拠点都市」、「世界と共に
育つ、日本海交流都市」、「安心と共に育つ、くらし快適都市」、
「市民が共に育つ、教育文化都市」の都市像を描き、これまで
にない政令指定都市として発展を続けている。

3. 一般廃棄物処理業務等の沿革及び現在の状況

し尿等の収集運搬業務は昭和 41 年から委託制（浄化槽汚泥は許可制）となり、現在に至っている。

本市では合特法の制定に先立ち、昭和 44 年に旧新潟市で、収集運搬業者の規模適正化による経営の安定と効率的なし尿収集運搬業務の確保を図るため、(株)新潟市環境事業公社を設立した。当時の 28 業者中 16 業者が参加し、廃業した業者には、(株)新潟市環境事業公社が廃業補償を行い、市は債務保証や利子補給などの財政的援助を行っている。

平成 17 年度の市町村合併により、収集運搬業者は 33 業者に増加したが、現在は別表 1 の 28 業者に委託、許可され、実稼動車両台数 94 台で収集・運搬が行われている。

し尿の要処理量については、合併時の平成 17 年度に 39,488k1 であったものが、平成 26 年度では 20,651k1 と 47.7%減少している。また、浄化槽汚泥の要処理量についても、平成 17 年度に 113,153k1 であったものが、平成 26 年度では 84,543k1 と 25.3%減少している。

4. 下水道整備等の見通し

本市の下水道普及率は平成 26 年度末現在 83.4%である。本市の下水道整備計画としては、別表 2 のとおり平成 32 年度末に 85.9%を目指している。

5. し尿等の要処理量の見通し

本市の下水道整備計画に基づく下水道普及率の伸びに伴い、し尿等の要処理量は別表 2 のとおり減少すると予測される。

6. し尿等の処理体制の水準

年度別のし尿等の要処理量は、別表 2 のとおり推移し、それに伴い本市は別表 3 のとおりし尿等の処理体制の推移が見込まれる。

7. 一般廃棄物処理業等の経営の見通し

本市においては、し尿は委託制、浄化槽汚泥は許可制である。下水道整備計画に基づく普及率の向上により別表 3 のとおり影響を受けると見込まれる。

8. 合理化事業の内容

(1) 目標

本市における一般廃棄物処理業者等の有するし尿の収集運搬に係る車両については、平成 32 年度に 13 台にすることとし、車両を専用化することを目標とする。

また、浄化槽汚泥の収集運搬に係る車両については、支援策である代替業務の提供により、業者間の統廃合など自主的な業界再編を促し、減車を図るものとする。

(2) 対象

別紙 1 の業者を対象とする。

(3) 実施期間

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とする。

(4) 実施方法

本市は、次の支援策を実施する。

① 事業の転換のための援助

一般廃棄物処理業者等が事業の転換を図る場合において、次のような業務を提供し、当該業務に必要な知識、技術、経験等に留意しつつ、転換先の業務として活用する。

また、業務への転換が円滑に行われるよう、従業員に対する必要な資格等の取得のため研修等の援助策を講じる。

ア ごみ処理施設の維持管理業務

イ ごみ収集運搬業務

イ 公共下水道施設の汚泥等運搬業務

ウ 農業集落排水施設の汚泥等運搬業務

エ 公設浄化槽保守管理業務

オ その他本市が民間事業者に委託することができる業務

② し尿等の収集運搬業務の効率化のための措置

ア し尿収集運搬車両の専用化

イ し尿収集運搬委託料の年額制の確立

③ 事業再編計画の策定

事業者は市の合理化事業計画を踏まえ、業務体制の合理化を図るため事業再編計画を策定するものとする。

(別表1)

し尿等の処理委託(許可)業者名簿

平成27年4月1日現在

| 業者名 代表者名 | 住所 電話番号 | 保有 車両数 | 備考 |
|----------------------------------|-------------------------------------|-----------|---------|
| 株式会社 新潟市環境事業公社 代表取締役 横山 正直 | 新潟市西区小針7丁目13番13号 025-265-1291 | 10 | |
| 稲田清掃工業 株式会社 代表取締役 稲田 信男 | 新潟市中央区白山浦1丁目630番地 025-231-7181 | 3 | |
| 中野清掃 有限会社 代表取締役 中野 正昭 | 新潟市中央区西堀前通2番町716番地 025-223-2901 | 1 | |
| 株式会社 伏見清掃 代表取締役 伏見 弘志 | 新潟市中央区室町1丁目18番地8 025-222-8895 | 4 | |
| 金子清掃 有限会社 代表取締役 金子 昌栄 | 新潟市東区山の下町4番19号 025-273-5022 | 2 | |
| 株式会社 横山 代表取締役 横山 仁幸 | 新潟市西区金巻1142番地1 025-377-2483 | 4 | |
| 株式会社 ライフサポート渡辺 代表取締役 渡辺 修一 | 新潟市西区立仏27番地 025-377-2435 | 4 | |
| 有限会社 田中衛生センター 代表取締役 田中 博 | 新潟市秋葉区滝谷町1番21号 0250-22-0758 | 2 | |
| 有限会社 ひまわり 代表取締役 土田 重孝 | 新潟市秋葉区下新170番地 0250-25-3970 | 7 | |
| 株式会社 浄化槽技術センター 代表取締役 長橋 幸好 | 新潟市秋葉区小口878番地2 0250-22-2530 | 1 | |
| 越後清掃 株式会社 代表取締役 西森 徳永 | 新潟市西蒲区小吉1390番地 025-375-2202 | 3 | |
| 有限会社 佐藤衛生工業 代表取締役 佐藤 純一 | 新潟市南区菱潟新田209番地 025-372-2964 | 5 | |
| 有限会社 とがわ 代表取締役 外川 峰雄 | 新潟市南区上下諏訪木763番地1 025-372-2054 | 3 | |
| 有限会社 ヌノカワクリーンサービス 代表取締役 渡辺 吉明 | 新潟市南区能登1丁目8番地12号 025-372-2747 | 4 | |
| 長谷川清掃 長谷川 隆之 | 新潟市南区和泉393番地21 025-372-2953 | 2 | |
| 環境整備 株式会社 代表取締役 善宝 知子 | 新潟市北区葛塚4677番地 025-386-6611 | 4 | |
| 有限会社 協立衛生工業 代表取締役 江部 真吾 | 新潟市北区葛塚4123番地 025-387-3135 | 3 | |
| 有限会社 亀田横越衛生工業社 代表取締役 新田見 博 | 新潟市江南区曙町1丁目1番46号 025-382-5418 | 1 | |
| 有限会社 クボタクリーン 代表取締役 窪田 操 | 新潟市江南区曙町3丁目12番12号 025-381-4475 | 2 | |
| 有限会社 郷土衛生社 代表取締役 関井 通哉 | 新潟市江南区亀田水道町4丁目6番35号 025-381-5161 | 1 | |
| 有限会社 岩室清掃社 代表取締役 成田 学 | 新潟市西蒲区横曾根1440番地 0256-82-2591 | 4 | |
| 西川衛生社 代表 武田 明 | 新潟市西蒲区曾根3番地3 0256-88-2455 | 2 | |
| 有限会社 潟東環境保全工業 代表取締役 武田 修一 | 新潟市西蒲区遠藤43番地 0256-86-3050 | 3 | |
| 有限会社 西蒲衛生社 代表取締役 村松 理映子 | 新潟市西蒲区巻甲3043番地1 0256-72-2437 | 4 | |
| 株式会社 巻衛生社 代表取締役 大越 仁一郎 | 新潟市西蒲区巻乙1710番地 0256-72-2276 | 3 | |
| 株式会社 エヌエスケイ 代表取締役 鈴木 賢一 | 新潟市西区小針5丁目1番43号 025-231-9420 | 2 | 浄化槽汚泥のみ |
| 有限会社 積新商会 代表取締役 清水 澄 | 新潟市中央区高志2丁目16番24号 025-286-6401 | 6 | 浄化槽汚泥のみ |
| 株式会社 西川クリーナー 代表取締役 水野 将道 | 新潟市西蒲区旗屋480番地 0256-88-3366 | 4 | 浄化槽汚泥のみ |
| 合計 | | 94 | |

(別表2)

し尿等の要処理量の見通し

| 年度 | | 実績 | | | | | | | | | | 推計 | | | | | |
|----------------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 行政区域内人口 (人) | | 804,873 | 803,791 | 803,470 | 803,273 | 803,421 | 803,072 | 802,778 | 805,767 | 803,336 | 801,270 | 798,297 | 794,784 | 791,287 | 787,805 | 784,339 | 780,888 |
| 下水道普及率 (%) | | 67.6 | 69.9 | 71.9 | 73.4 | 74.7 | 77.1 | 78.7 | 80.9 | 82.8 | 83.4 | 84.3 | 84.6 | 84.9 | 85.2 | 85.6 | 85.9 |
| 下水道普及人口 (人) | | 543,816 | 561,802 | 577,488 | 589,778 | 600,253 | 619,569 | 631,602 | 651,827 | 664,819 | 668,233 | 672,964 | 672,387 | 671,803 | 671,210 | 671,394 | 670,783 |
| 下水道水洗化人口 (人) | | 473,426 | 488,788 | 507,628 | 522,482 | 535,069 | 553,296 | 565,717 | 581,662 | 591,010 | 595,284 | 599,618 | 603,962 | 608,256 | 612,503 | 616,699 | 620,847 |
| 非下水道人口 (人) | | 331,447 | 315,003 | 295,842 | 280,791 | 268,352 | 249,776 | 237,061 | 224,105 | 212,326 | 205,986 | 198,679 | 190,822 | 183,031 | 175,302 | 167,640 | 160,041 |
| し尿等要処理人口 | 浄化槽汚泥 (人) | 272,953 | 260,221 | 243,206 | 230,444 | 221,493 | 205,222 | 194,175 | 183,744 | 174,870 | 170,926 | 164,647 | 157,927 | 151,265 | 144,655 | 138,103 | 131,604 |
| | 農業集落排水 (人) | 5,995 | 4,424 | 4,653 | 4,674 | 4,671 | 4,604 | 5,246 | 5,203 | 5,094 | 5,009 | 5,031 | 5,031 | 5,031 | 5,031 | 5,031 | 5,031 |
| | し尿処理 (人) | 52,499 | 50,358 | 47,983 | 45,673 | 42,188 | 39,950 | 37,640 | 35,158 | 32,362 | 30,051 | 29,001 | 27,864 | 26,735 | 25,616 | 24,506 | 23,406 |
| し尿要処理量 (kl) | | 39,488 | 37,357 | 34,600 | 32,511 | 30,301 | 27,790 | 26,239 | 23,442 | 22,906 | 20,651 | 19,701 | 18,862 | 18,028 | 17,202 | 16,382 | 15,570 |
| 浄化槽汚泥要処理量 (kl) | | 113,153 | 113,577 | 109,396 | 107,024 | 100,852 | 100,296 | 96,172 | 93,987 | 86,975 | 84,543 | 79,426 | 76,054 | 72,711 | 69,394 | 66,106 | 62,845 |

(別表3)

し尿等の処理体制の水準及び見通し

| 年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 年間し尿要処理量 (kl) | 18,862 | 18,028 | 17,202 | 16,382 | 15,570 |
| 計算車両台数 (台) | 16 | 15 | 14 | 13 | 13 |
| 要処理車両台数 (台) | 16 | 15 | 14 | 13 | 13 |
| 要減車車両台数 (台) | — | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 減車計画台数 (台) | — | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 委託車両台数 (台) | 16 | 15 | 14 | 13 | 13 |

- 注 1 年間し尿要処理量 : 別表2「し尿等の要処理量の見通し」による
- 2 計算車両台数 : 1台当たりの年間適正収集運搬量を基準として収集地区ごとに計算した台数
- 3 要処理車両台数 : 収集地区ごとの収集実態を踏まえて確定した合計台数
- 4 要減車車両台数 : 前年度要処理車両台数 - 次年度要処理車両台数
- 5 減車計画台数 : 新潟市合理化事業計画によるもの